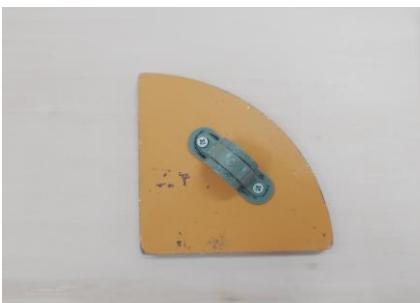


## 第19回若年者ものづくり競技大会「電気工事」職種 Q&amp;A

No	質問	回答
1	<p>概要に記載されている曲げ半径確認用治具の使用不可についてですが、以下の写真の扇状のような治具が使用できないという認識で間違いないでしょうか？</p> 	<p>今大会からケーブル、管路の曲げ半径確認用治具は不可とします。 パネルにコンパスで円を描く等して施工してください。</p>
2	<p>同じく概要に記載されているボックス、サドル、器具等の取付位置用の寸法治具の使用不可についてですが、昨年度参加時に使用した以下の写真の「目打ちシート」のようなOHPシートに目打ちを行う場所等を記載した物も使用不可の対象となるでしょうか？</p> 	<p>今大会からボックス、サドル、器具等の取付位置用の寸法治具の使用は不可とします。 したがってOHPシートの使用も不可とします。</p>
3	<p>競技課題に記載されている「配管が交差する箇所については、VVF1.2-2Cで飛び越しをすること」の部分についての質問になります。飛び越し部分は、飛び越しをする際、PF管にVVF1.2-2Cが触れても減点となるのかならないのでしょうか？</p>	<p>交差する箇所で飛び越す場合は、接触しないように施工して下さい。</p>
4	<p>使用工具について、手首にビス等を磁石にてくっつける事ができるリストバンドは使用可能でしょうか。可能であれば何か制限などはありますか。(市販品のみ可など)</p>	<p>使用目的が電気工事の作業に適応するもので、市販品であれば使用可とします。</p>